

イタリアにおける問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 (継続)	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
	時計協			・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 (継続)	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	・ワシントン条約
14 税制	日機輸	(1)	IVA還付のための銀行保証要求	・付加価値税(IVA)の還付金申請にあたり、税務当局より還付期間にわたっての保証書を金融機関から差入するよう求められる。EU他国には無い制度であり、これにより保証書の設定のための業務負荷や保証料などの負担を強いられている。 2014年12月の法改正により、2015年1月以降は一定の要件(一定の純資産のキープ等)を満たした場合、税務コンサル等の出すCertification(VISA Certification)を提出することで保証の提出を避けることができるようになった。 但し、VISA Certificationを税務コンサル等より入手するにあたって、業務負荷および保証料負担を強いられる。(保証料よりは安価だが) (追加)	・既にEuropean Committeeにおいて左記のようなイタリア税務当局の要求はEUにおいて不当とする扱いを公式に取っている模様であるが、イタリア当局の適応のための迅速な措置をお願いしたい。 今後の還付: VISA Certificationや純資産等の要件のない迅速な還付。 還付済(銀行保証): 保証期限が最長2020年月中旬まで残っており、期間に応じて保証料を払い続けている。差し入れた保証のリリースおよび過去に支払った保証料の返還。 還付済(VISA Certification): VISA Certification取得費用の返還。	・イタリア付加価値税法(?不明) 参考:PwC税理士法人HP(後半部分) https://www.news-pwc.be/transitional-regime-extended-for-the-year-2014-opening-of-infringement-procedure-against-italy/
16 雇用	日機輸	(1)	ビザ、滞在許可、住民登録の取得	・家族のビザ取得の際、渡航前の許可申請に時間がかかり、かつ現地入国後の警察署での居住許可も時間と手間を要する。 (継続)	・双方の手続きの早期化をして頂きたい。	
	日機輸	(2)	社会保障協定の未締結	・社会保障協定が締結されていないため、駐在員の社会保障費は日本と駐在諸国で2重に支払う必要があるため、日系企業の負担となっている。 (継続)	・協定を2国間レベルからEUレベルに引き上げる。	・International Social Security Agreement
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	私的複製補償金制度	・2014年6月新補償金政令が発効され、記録装置に課される補償金総額が増加した。特に、ハードディスクを有さないにもかかわらず記録機能を有するTVを新製品カテゴリとして定め、4ユーロ/台もの補償金を課されており、不合理である。 (継続)	・不公正かつ不合理な現行法を修正すべき。 ・特にハードディスクを有さないTVについての補償金を廃止すべき。	・Law 633/1941 & 65:65 Implementation Decree 20.06.2014
24 法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	2018 Budget Law	・技術革新向上のため、2019年6月1日以降、メーカーがイタリアの販売代理店に販売するすべてのラジオ機器にDAB+ デジタルラジオシステムが必要。2020年1月1日から、すべての小売業者はDAB+ デジタル無線システムを販売しなければならない。	・法律発効の延期を要望。	・2018 Budget Law

経由団体: 各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。